

第91回 相模湖地区まちづくり会議 全体会 結果

- 日 時 令和6年6月27日（木）・19時開会
- 場 所 相模湖総合事務所 3階 大会議室
- 出席委員数 17名出席（2名欠席）
- 傍 聴 者 1名

1 開会

2 代表あいさつ（河津代表）

- ＜相模湖地区まちづくり会議会則第7条に基づき、第7期代表が会を進行＞
- 河津代表からあいさつの後、代表の司会により進行した。

3 緑区長あいさつ

4 協議事項等

（1）第8期 相模湖地区まちづくり会議委員について

- 河津代表が、第8期相模湖地区まちづくり会議委員について報告し、各委員が自己紹介を行った。
- 事務局からまちづくり会議の役割や活動内容、地域課題の解決に向けた取組み等について説明を行った。

（2）第8期 相模湖地区まちづくり会議役員の選任について

- 相模湖地区まちづくり会議会則第5条に基づき、次のとおり選任された。
なお、理事については、今後設置される専門部会の正副部会長を充てることとなった。

役 職	氏 名	選出団体等
代 表	河津 暁	サンタクロースプロジェクト（再任）
副代表	鈴木 克枝	公募委員（再任）
副代表	川村 千穂子	公募委員（新任）

（3）第8期 相模湖地区まちづくり会議専門部会の委員構成（案）について

- 事務局から第8期相模湖地区まちづくり会議専門部会の委員構成について添付資料のとおり説明が行われ、承認された。

(4) 相模湖地区まちづくり会議会則の改正について

- 事務局から相模湖地区まちづくり会議会則の改正案について添付資料のとおり説明が行われ、承認された。
またこの改正に伴い、公募委員として植田聡子氏を追加で選任することを承認された。

(5) 第8期 相模湖地区まちづくり会議の会議開催日程等について

- 事務局から第8期相模湖地区まちづくり会議の日程の変更について説明が行われ、承認された。

5 その他

- ・事務局より相模湖地区の今年度まで人口世帯数の推移について説明を行った。
- ・事務局より相模湖地区まちづくり会議から相模湖地区小中学校のあり方検討協議会への推薦者の変更について説明が行われ承認された。
- ・河津代表より相模湖地区まちづくり会議から区民会議委員の推薦について説明が行われ、河津代表を推薦することで承認された。
- ・まちづくり会議委員 産業・経済団体関係団体枠の相模湖商工会（事務局）については保留として、次回までに事務局へ確認を行うものとした。

6 閉会（鈴木副代表）

以 上

第91回相模湖地区まちづくり会議出欠

令和6年6月・敬称略

番号	所属団体等	氏名	出欠	
1	自治会関係	相模湖地区自治会連合会	森久保 高弘	
2		相模湖地区自治会連合会	岸 義之	
3	保健・福祉 関係団体	相模湖地区民生委員児童委員協議会	清水 孝夫	
4		相模湖地区社会福祉協議会	砂金 富保	
5		相模湖地域包括支援センター	遠藤 亮裕	
6	産業・経済 関係団体	相模湖商工会（女性部）	小瀧 恵子	欠席
7		相模湖商工会（事務局）	未選定	
8		一般社団法人 相模湖観光協会	石井 克佳	
9		与瀬商栄会	岸野 和広	欠席
10	教育・スポーツ・ 文化関係関係	相模湖地区公民館運営協議会	藤井 行雄	
11		相模湖地区小学校PTA「桂北小学校」	加藤 千晶	
12		相模湖地区小学校PTA「千木良小学校」	田後 悠江	
13		相模湖地区小学校PTA「内郷小学校」	木田 光恵	
14		相模湖地区小学校PTA「北相中学校」	加藤 清子	
15		相模湖地区小学校PTA「内郷中学校」	川上 はぎ乃	
16	安全・安心 関係団体	緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部	小川 達雄	
17	地域活性化事業交 付金交付団体	さがみ湖コンシェルジュ	吉良 奈美乃	
18		サンタクロースプロジェクト	河津 暁	
19	公募委員	-	鈴木 克枝	
20		-	川村 千穂子	

第91回 相模湖地区まちづくり会議全体会 次第

日 時 : 令和6年6月27日(木)・19時00分～

場 所 : 相模湖総合事務所3階 大会議室

1. 開 会

2. 代表あいさつ

3. 緑区長あいさつ

4. 協議事項等

(1) 第8期 相模湖地区まちづくり会議委員について …資料 1、2

(2) 第8期 相模湖地区まちづくり会議役員の選任について …資料 3

(3) 第8期 相模湖地区まちづくり会議専門部会の委員構成(案)について …資料 4-1,4-2

(4) 相模湖地区まちづくり会議会則の改正について …資料 5-1,5-2

(5) 第8期 :相模湖地区まちづくり会議の会議開催日程等について …資料 6

5. その他

6. 閉 会

※全体会終了後、各専門部会を開催します。

次回役員会

・日時：令和6年7月5日(金)・19時から

・場所：相模湖総合事務所3A会議室

次回全体会

・日時：令和6年7月12日(金)・19時から

・場所：相模湖総合事務所3階大会議室

第8期 相模湖地区まちづくり会議委員名簿

資料1

令和6年6月・敬称略

番号	役職	所属団体等		氏名
1	自治会関係	相模湖地区自治会連合会		森久保 高弘
2		相模湖地区自治会連合会		岸 義之
3	保健・福祉 関係団体	相模湖地区民生委員児童委員協議会		清水 孝夫
4		相模湖地区社会福祉協議会		砂金 富保
5		相模湖地域包括支援センター		遠藤 亮裕
6	産業・経済 関係団体	相模湖商工会（女性部）		小瀧 恵子
7		相模湖商工会（事務局）		未選定
8		一般社団法人 相模湖観光協会		石井 克佳
9		与瀬商栄会		岸野 和広
10	教育・スポーツ・ 文化関係関係	相模湖地区公民館運営協議会		藤井 行雄
11		相模湖地区小学校PTA「桂北小学校」		加藤 千晶
12		相模湖地区小学校PTA「千木良小学校」		田後 悠江
13		相模湖地区小学校PTA「内郷小学校」		木田 光恵
14		相模湖地区小学校PTA「北相中学校」		加藤 清子
15		相模湖地区小学校PTA「内郷中学校」		川上 はぎ乃
16	安全・安心 関係団体	緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部		小川 達雄
17	地域活性化事業交 付金交付団体	さがみ湖コンシェルジュ		吉良 奈美乃
18		サンタクロースプロジェクト		河津 暁
19	公募委員	-		鈴木 克枝
20		-		川村 千穂子

『相模湖地区まちづくり会議』について

☆まちづくり会議とは？ → 地域活動団体で構成する会議体です。

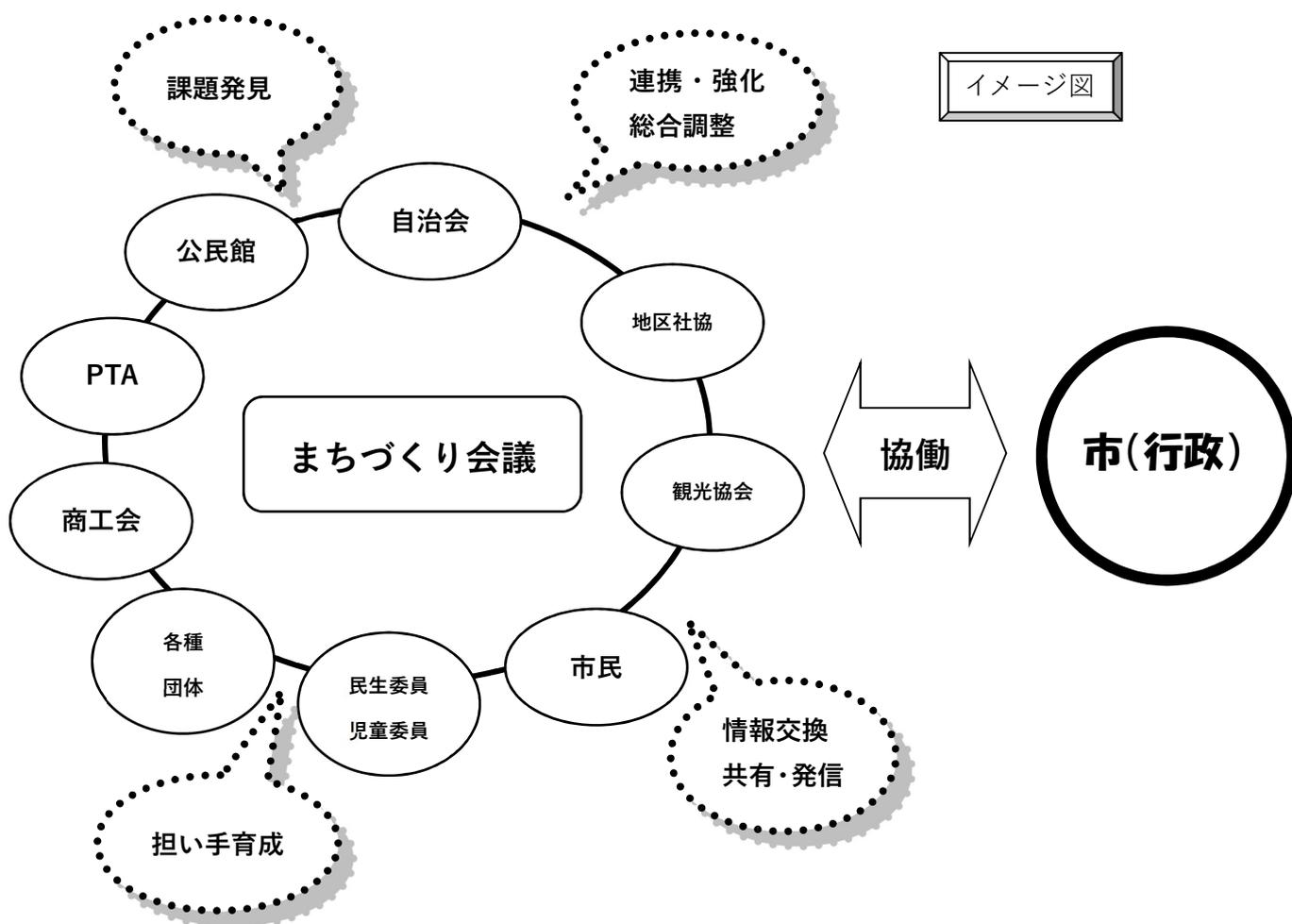
地域において公共的な活動をしている団体等が、地域の課題や情報を共有化し、ともに協力しあい、協働してまちづくりを進めていくための仕組みが「まちづくり会議」です。

☆まちづくり会議の位置付けは？ → 地域の自主的・主体的な任意団体です。

「まちづくり会議」は、地域が主体的に組織する任意団体です。このため「何が正解」「何をしなければいけない」ということはありません。(行政等の考え方に拘束されることなく)自由な発想の下、相模湖地域を元気にするための取り組みを進めます。

☆市(行政)との関係は？ → まちづくり会議は、行政の重要なパートナーです。

「まちづくり会議」も「行政」もまちづくりの担い手のひとつであり、「個性豊かなコミュニティ」を形成していくためには、「まちづくり会議」と「行政」が、同じ目的に向かい、役割分担をしながら協働してまちづくりを進めていくことが重要です。



☆まちづくり会議の役割は…

まちづくり会議の役割として、次のようなものが考えられます。

地域課題の解決に向けて……

◆行政への要望や働きかけ

行政の取り組みや協力がないと解決が困難な課題については、地域ニーズを的確に捉え、要望や提言など、行政への働きかけを積極的に行うことにより、課題解決に向けた取り組みを推進します。

◆地区まちづくりを考える懇談会の活用

市民と行政が意見交換や情報共有をしながら、まちづくりを協働して考える場として、まちづくり懇談会を有効的に活用することにより、課題解決に向けた取り組みを推進します。

◆地域への情報発信

まちづくり会議から地域へ情報を積極的に発信することにより、地域活動の活性化を図るとともに地域住民の公共的な活動への関心を高めます。

◆団体間の連携の強化

地域資源や地域活動団体の情報を集約し、各団体の事業や活動を繋ぐことにより、団体間の連携を強化し、課題解決に向けた取り組みを推進します。

◆地域活性化事業交付金の活用

(地域課題の解決に向けた)優れた取り組みに、優先的に交付金を充てる仕組みづくりや交付金対象事業が、より効果的な内容になるよう意見を述べることにより、課題解決に向けた取り組みを促進します。

(2) 第 8 期 相模湖地区まちづくり会議役員の選任について

役員構成

役 職	氏 名
代 表	
副代表	
副代表	

* 相模湖地区まちづくり会議会則第5条に基づき、全体会において委員の互選によりこれらを定める。

資料4-1

第8期 相模湖地区まちづくり会議委員名簿

令和6年6月・敬称略

部会		氏名
産業・観光部会	相模湖地区自治会連合会	森久保 高弘
産業・観光部会	緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部	小川 達雄
産業・観光部会	相模湖地区社会福祉協議会	砂金 富保
産業・観光部会	相模湖地区自治会連合会	岸 義之
産業・観光部会	相模湖地区公民館運営協議会	藤井 行雄
産業・観光部会	公募委員	鈴木 克枝
産業・観光部会	さがみ湖コンシェルジュ	吉良 奈美乃
産業・観光部会	与瀬商栄会	岸野 和広
産業・観光部会	一般社団法人 相模湖観光協会	石井 克佳
子ども・若ものの部会	相模湖地区民生委員児童委員協議会	清水 孝夫
子ども・若ものの部会	相模湖地区小学校PTA「千木良小学校」	田後 悠江
子ども・若ものの部会	相模湖商工会（女性部）	小瀧 恵子
子ども・若ものの部会	相模湖地区小学校PTA「内郷小学校」	木田 光恵
子ども・若ものの部会	公募委員	川村 千穂子
子ども・若ものの部会	相模湖地区小学校PTA「内郷中学校」	川上 はぎ乃
子ども・若ものの部会	相模湖地区小学校PTA「桂北小学校」	加藤 千晶
子ども・若ものの部会	相模湖地区小学校PTA「北相中学校」	加藤 清子
	相模湖商工会（事務局）	未選定

代表、遠藤委員は部会に所属しない。

第8期相模湖地区まちづくり会議の専門部会について

○部会の設置及びテーマについて

資料 4-2

部会	テーマ・内容	共通テーマ
産業・観光部会	<p>(テーマ) 相模ダムリニューアル工事と併わせた地域 PR 事業</p> <p>(内 容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光周遊ルートの設定 ・関係団体・機関と連携したボランティアガイドの育成 <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模湖地区の観光地（小原宿本陣、石老山、相模湖湖畔等）を案内する十分な知識と接遇マナーを有する（仮称）相模湖観光マイスターを育成・認定し、相模湖全体の観光の活性化とともに地域の歴史・伝承を次世代へつなげていく取組を進めていく。 	<p>(テーマ)</p> <p>地域の担い手となる若者の育成</p> <p>(内容)</p> <p>産業・観光部会・子ども・若者部会ともに地域の若い世代に対して、歴史や知識などを継承し、地域の担い手として育成する視点も取り入れた検討を行う。</p>
子ども・若者部会	<p>(テーマ)</p> <p>若者・女性視点を取り入れた情報発信</p> <p>(内 容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性視点を取り入れた SNS 等（YouTube、TikTok・X）による情報発信。 <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立津久井高校の学校カリキュラムや生徒会等の参画の依頼を行う。 ・地域イベントの運営参加や出店者としての参加についても検討する。 ・若い目線から見た相模湖地区の長所や課題を挙げてもらい、これからのまちづくり会議に反映していく。 	

第8期相模湖地区まちづくり会議の専門部会について

○部会の設置及びテーマについて

資料 4-2

部会	テーマ・内容	共通テーマ
産業・観光部会	<p>(テーマ) 相模ダムリニューアル工事と併わせた地域 PR 事業</p> <p>(内 容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光周遊ルートの設定 ・関係団体・機関と連携したボランティアガイドの育成 <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模湖地区の観光地（小原宿本陣、石老山、相模湖湖畔等）を案内する十分な知識と接遇マナーを有する（仮称）相模湖観光マイスターを育成・認定し、相模湖全体の観光の活性化とともに地域の歴史・伝承を次世代へつなげていく取組を進めていく。 	<p>(テーマ)</p> <p>地域の担い手となる若者の育成</p> <p>(内容)</p> <p>産業・観光部会・子ども・若者部会ともに地域の若い世代に対して、歴史や知識などを継承し、地域の担い手として育成する視点も取り入れた検討を行う。</p>
子ども・若者部会	<p>(テーマ)</p> <p>若者・女性視点を取り入れた情報発信</p> <p>(内 容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性視点を取り入れた SNS 等（YouTube、TikTok・X）による情報発信。 <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立津久井高校の学校カリキュラムや生徒会等の参画の依頼を行う。 ・地域イベントの運営参加や出店者としての参加についても検討する。 ・若い目線から見た相模湖地区の長所や課題を挙げてもらい、これからのまちづくり会議に反映していく。 	

相模湖地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を相模湖地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、地域力の向上を図ることを目的とし、当会議を構成する地域活動団体等が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めるものとする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、次の役割を有する。

- (1) 地域活動団体間の情報交換及び情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(委員)

第4条 まちづくり会議は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 委員の定数は、30名以内とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、その任期が満了となっても、新たな委員が就任するまでは、その職を行う。

(役員)

第5条 まちづくり会議に次の役員を置き、第8条に定める全体会において委員の互選によりこれらを定める。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 理事 6名以内

(役員の仕事)

第6条 代表は、まちづくり会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、まちづくり会議の会務を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、まちづくり会議の委員任期による。ただし、その任期が満了となっても、新たな役員が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第8条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会

(全体会)

第9条 全体会は、委員をもって構成し、その議長には代表があたり、次の事項を処理する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員選任及び解任に関する事。
- (3) 区民会議等への委員推薦に関する事。
- (4) 専門部会設置に関する事。
- (5) その他代表が必要と認めた事項を決定する事。

2 全体会は、代表が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったとき、代表が招集する。

3 代表は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

4 全体会における採決にあつては、構成員の3分の2以上の出席をもって会議は成立し、その出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は議長の決定に従うものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、代表、副代表及び理事をもって構成し、必要に応じて代表が招集し、議長となって次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議の運営に関する事。
- (2) 全体会において事前に役員会に委任された事項に関する事。

(専門部会)

第11条 専門部会を設置するときは、その名称、役割、構成員など必要な事項は、別に定める。

2 専門部会の活動については、随時、役員会に報告するとともに、必要に応じて全体会に報告する。

(全体会の公開)

第12条 全体会は、原則公開するものとする。

2 全体会の傍聴について、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第13条 まちづくり会議の事務局は、相模湖まちづくりセンター内に置く。

(委任)

第14条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本会則は、平成22年4月15日から施行する。
- 2 本会則施行後、委員の任期満了に伴う次期委員の選出の都度、本会則第4条に定める別表1に掲げる団体及び学識経験者並びに公募委員の構成や人数等の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第1回相模湖地区まちづくり会議の全体会は、第9条の規定に関わらず、相模湖まちづくりセンター所長が招集する。

附 則

本会則は、平成22年6月17日から改正施行する。

附 則

本会則は、平成22年12月17日から改正施行する。

附 則

本会則は、平成23年6月16日から改正施行する。

附 則

本会則は、平成24年6月21日から改正施行し、改正後の第4条第5項及び第7条の規定は、平成24年4月15日から適用する。

附 則

本会則は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

本会則は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

本会則は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

本会則は、令和6年6月27日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	分野等	選出人数	備 考
団体推薦委員	自治会関係	4名以内	委員を推薦する団体は、その都度、役員会に諮って定めるものとする。
	保健・福祉関係団体	5名以内	
	産業・経済関係団体	5名以内	
	教育・スポーツ・文化関係団体	10名以内	
	安全・安心関係団体	2名以内	
	地域活性化事業交付金活動団体	<u>5名</u> 以内	
公募委員		<u>5名</u> 以内	

○相模湖地区まちづくり会議会則新旧対照表

現 行	改正案																												
<p>○相模湖地区まちづくり会議会則</p> <p>(略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 まちづくり会議は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 まちづくり会議に次の役員を置き、第8条に定める全体会において委員の互選によりこれらを定める。</p> <p>(1) 代表 1名</p> <p>(2) 副代表 2名</p> <p>(3) 理事 <u>5名</u>以内</p>	<p>○相模湖地区まちづくり会議会則</p> <p>(略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 まちづくり会議は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 まちづくり会議に次の役員を置き、第8条に定める全体会において委員の互選によりこれらを定める。</p> <p>(1) 代表 1名</p> <p>(2) 副代表 2名</p> <p>(3) 理事 <u>6名</u>以内</p>																												
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分野等</th> <th>選出人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">団体推薦委員</td> <td>自治会関係</td> <td>4名以内</td> </tr> <tr> <td>保健・福祉関係団体</td> <td>5名以内</td> </tr> <tr> <td>産業・経済関係団体</td> <td>5名以内</td> </tr> <tr> <td>教育・スポーツ・文化関係団体</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td>安全・安心関係団体</td> <td>2名以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	分野等	選出人数	団体推薦委員	自治会関係	4名以内	保健・福祉関係団体	5名以内	産業・経済関係団体	5名以内	教育・スポーツ・文化関係団体	10名以内	安全・安心関係団体	2名以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分野等</th> <th>選出人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">団体推薦委員</td> <td>自治会関係</td> <td>4名以内</td> </tr> <tr> <td>保健・福祉関係団体</td> <td>5名以内</td> </tr> <tr> <td>産業・経済関係団体</td> <td>5名以内</td> </tr> <tr> <td>教育・スポーツ・文化関係団体</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td>安全・安心関係団体</td> <td>2名以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	分野等	選出人数	団体推薦委員	自治会関係	4名以内	保健・福祉関係団体	5名以内	産業・経済関係団体	5名以内	教育・スポーツ・文化関係団体	10名以内	安全・安心関係団体	2名以内
区 分	分野等	選出人数																											
団体推薦委員	自治会関係	4名以内																											
	保健・福祉関係団体	5名以内																											
	産業・経済関係団体	5名以内																											
	教育・スポーツ・文化関係団体	10名以内																											
	安全・安心関係団体	2名以内																											
区 分	分野等	選出人数																											
団体推薦委員	自治会関係	4名以内																											
	保健・福祉関係団体	5名以内																											
	産業・経済関係団体	5名以内																											
	教育・スポーツ・文化関係団体	10名以内																											
	安全・安心関係団体	2名以内																											

現 行			改正案		
	地域活性化事業交付金 活用団体	<u>2名</u> 以内		地域活性化事業交付金 活動団体	<u>5名</u> 以内
公募委員		<u>2名</u> 以内	公募委員		<u>5名</u> 以内
<p>2 委員の定数は、30名以内とする。</p> <p>附 則 本会則は、平成30年4月19日から施行する。</p>			<p>2 委員の定数は、30名以内とする。</p> <p>附 則 本会則は、平成30年4月19日から施行する。 <u>附 則</u> <u>本会則は、令和6年6月27日から施行する。</u></p>		

第8期相模湖地区まちづくり会議の開催日程及びまちづくりを考える懇談会の開催日程について

区分	開催年月	役員会	全体会	まちづくり を考える懇談会	備考		
前期	R6	6月		27日		<p>【令和6年度 まちづくりを考える懇談会開催日】 11月～2月で検討している。</p> <p>※8月から10月にかけて毎月会議が予定されているのは懇談会に向けた調整を行うため。</p> <p>原則、役員会は第2木曜日、全体会は第3木曜日</p> <p>※7月に臨時のまちづくり会議を予定しております。 今回のまちづくり会議で地域活性化事業交付金について話す予定でしたが、内容が多く次回に回すこととしたため。</p>	
		7月	※5日(金)	※12日(金)			
		8月	15日 ⇒8日	22日			
		9月	12日	19日			
		10月	10日	17日			
		11月			●		
		12月	12日	19日			
	後期	R7	1月				
			2月	13日	20日		
			3月				
			4月	10日	17日		
			5月				
6月		12日	19日				
7月							
8月		14日	21日				
9月		11日	18日				
10月		16日	23日				
R8	11月			●			
	12月	11日	18日				
	1月						
	2月	12日	19日				
	3月						
	4月	9日	16日				
	5月						

相模湖地区の世帯数・人口の推移（平成27年度～令和6年度）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数	3,728	3,316	3,281	3,254	3,244	3,227	3,366	3,330	3,338	3,333
増減	—	△412	△35	△27	△10	△17	139	△36	8	△5
人口	9,054	8,536	8,346	8,158	7,982	7,826	7,612	7,408	7,266	7,116
増減	—	△518	△190	△188	△126	△156	△214	△204	△142	△150

平成27年、令和2年に国勢調査が行われている為、翌年の数字が大幅に変動しています。

相模湖地区まちづくり会議（代表）から相模湖地区小・中学校の学習

環境のあり方検討協議会への推薦者の変更について

（9名⇒7名）

令和6年6月～

	氏名	所属団体等	適用
1	河津 暁	まちづくり会議（代表）	推薦継続
2	藤井 行雄	相模湖地区公民館運営協議会	推薦継続
3	小川 達雄	緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部	推薦継続
4	森久保 高弘	相模湖地区自治会連合会（会長）	推薦継続
5	佐々木 裕修	相模湖地区自治会連合会（与瀬・小原地区）	推薦辞退
6	岸 義之	相模湖地区自治会連合会（千木良地区）	推薦継続
7	井上 道夫	相模湖地区自治会連合会（内郷地区）	推薦辞退
8	中田 早苗	相模湖地区民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）	推薦継続
9	岡本 千明	相模湖地区民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）	推薦継続